

令和元年 5 月 2 4 日

国土交通省

平成 2 9 年度民間競争入札実施事業
空港有害鳥類防除業務の実施状況について（案）

1. 業務の概要

(1) 業務内容

本業務は、空港及びその周辺における航空機と鳥類の衝突を未然に防止し、航空機の運航の安全を確保するため、専従要員を空港に常駐させ、年間を通じて定期的又は臨時に空港内のパトロールを行い、銃器等の防除機器を組み合わせた威嚇作業、観察による鳥類の動静把握等を行うものである。

(2) 業務受注期間

平成 2 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 2 年 3 月 3 1 日

(3) 受注事業者

新千歳空港 : 一般財団法人 航空保安協会

函館空港 : 一般財団法人 航空保安協会

(4) 受注事業者決定の経緯

有害鳥類防除業務請負における民間競争入札実施要項（以下「実施要項」）に基づいて、2 空港それぞれ一般競争入札（総合評価落札方式）により受注事業者を決定した。入札参加者から提出された技術提案書について、実施要項に基づいて国土交通省東京航空局内に設置した総合評価委員会において審査した結果、所定の評価基準を満たしていた。また、入札価格については、予定価格の範囲内であったことから、入札応札者が落札者となった。

(5) 実施状況評価期間

平成 2 9 年 4 月 1 日 ～ 平成 3 1 年 3 月 3 1 日

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

実施要項において定めた本業務の実施に当たり確保すべき質の達成状況は、以下のとおりである。

2. 1. 信頼性の確保

目標：航空機と鳥類の衝突を防止すること。年度毎の鳥衝突率（※1）が 1 0. 9 件（※2）を超えないこと。

結果：下表のとおり。

	平成 29 年度	平成 30 年度
新千歳空港	3.56 件	2.32 件
函館空港	4.28 件	4.28 件

(※1) 鳥衝突率とは、離着陸 1 万回あたりの鳥衝突回数をいう。

(※2) 目標値は、バードパトロール非導入空港における過去 5 年間の鳥衝突率の平均値を設定。

2. 2. 作業の安全性にかかる品質の確保

目標：防除業務の不備に起因した以下の事態を発生させないこと。

- ・ 防除業務の不備に起因した航空機の運航に影響を及ぼす事態
- ・ 人の死傷、物件の損傷、火災の発生
- ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第 2 3 条の 2 の規定に基づき、警察官に届け出が必要な事態
- ・ 火薬類取締法第 4 6 条第 1 項の規定に基づき、警察官に届け出が必要な事態

結果：下表のとおり。

	平成 29 年度	平成 30 年度
新千歳空港	0 件	0 件
函館空港	0 件	0 件

2. 3. 評価

各空港において、実施要項に定められた要求水準を満たしており、有害鳥類防除業務が適切に行われていた。

3. 業務において確保すべき水準及び実施状況

確保すべき水準：【定期巡回】

指定された防除作業を実施し、航空機と鳥の衝突を未然に防止する環境を確保すること。

【臨時出動】

要請された場合に適切に対応し、早期に防除作業を実施し、航空機と鳥の衝突を未然に防止する環境を確保すること。

結果：実施要項に基づいた定時巡回、臨時出動が適切に履行された。

実施状況は下表のとおり。

【定時巡回】

新千歳空港

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	120件	124件	120件	155件	155件	150件	155件	150件	124件	124件	112件	124件
平成30年度	120件	124件	120件	155件	155件	150件	155件	150件	124件	124件	112件	124件

函館空港

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	120件	124件	120件	124件	124件	120件	124件	120件	124件	124件	112件	124件
平成30年度	120件	124件	120件	124件	124件	120件	124件	120件	124件	124件	112件	124件

【臨時出動】

新千歳空港

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	0件	0件	0件	1件	1件	0件	3件	0件	0件	0件	0件	0件
平成30年度	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

函館空港

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	0件	0件	1件	1件	1件	3件	1件	2件	1件	1件	1件	1件
平成30年度	2件	0件	0件	1件	0件	1件	1件	0件	1件	1件	1件	0件

3. 2. 評価

各空港において、実施要項に定められた要求水準を満たしており、有害鳥類防除業務が適切に行われていた。

4. 受託事業者の創意工夫及び改善事項

本事業は、総合評価落札方式により受託事業者から提出された提案に基づいて、以下の項目について改善を図った。

4. 1. 業務の質についての提案

(1) 定時巡回終了後の「鳥類出現状況速報」の作成

最新の空港内における鳥の出現状況を空港管理者及び航空機運航者へ提供した。

(2) 銃器使用時のダブルチェック及び安全対策の重要ポイントの再確認

銃器を使用する際、作業員同士での声出しによる安全確認及び定期的に銃の使用に関する安全対策の重要ポイントの再確認を実施した。

(3) 出現する鳥の状況に応じた草刈り時期の提言及び空港鳥衝突防止連絡協議会への積極的な関与

空港内における草地管理は、鳥を寄せつけない環境構築に重要であることから、草刈りを行う

時期について、鳥の出現傾向を踏まえた提言を実施すると共に、空港鳥衝突防止連絡協議会に参加し、必要な助言を行った。

4. 2. 業務実施方法についての提案

(1) 鳥類に応じた防除対策

空港により出現する鳥種が異なり、また、鳥種により捕食する餌や行動特性は異なることから、空港毎に問題となる鳥種を把握し、その鳥の特性に応じた防除を実施した。

(2) 異常時における非番職員の緊急招集体制の整備

非番職員の緊急招集体制を整備し、異常事態の発生に備えた。

4. 3. 研修訓練体制についての提案

(1) 独自資料の編集及び鳥類研究者による鳥の生態に関する講義の実施

業務に対する専門知識を網羅した独自資料を編集すると共に、鳥類研究者による講義を実施することにより、業務実施要員の知識の底上げを実施した。

5. 実施経費の状況及び評価

5. 1. 前回契約時との比較

実施経費の比較は、本事業の3箇年契約額を平成29年度から平成31年度までを1箇年に換算し、市場化テスト事業開始前の平成28年度契約額と各年度を税抜き額で比較した。

比較結果は次のとおり。

なお、市場化テスト事業開始前は、新千歳空港、函館空港を一括契約していたことから、各年度における2空港の合計契約額を比較対象としている。

	契約額（税抜）	市場化テスト導入前との比較	
		差額（税抜）	削減率 （小数点以下四捨五入）
平成28年度 （市場化テスト導入前）	52,000,000円	—	—
平成29年度	49,333,333円	▲2,666,667円	5%
平成30年度	49,333,333円	▲2,666,667円	5%
平成31年度	49,333,334円	▲2,666,666円	5%
平成29-31年度	148,000,000円	▲8,000,000円	—

5. 2. 競争入札応札者数

	平成28年度	平成29年度
新千歳空港	1者	1者
函館空港	1者	1者

5. 3. 実施経費に対する評価

市場化テスト事業開始直前の平成28年度と比較して、1箇年ベースで2,667(千円)の経費が減じて、5%の削減効果が得られた。3箇年では8,000(千円)の経費削減効果があり、市場化テスト導入による経費削減効果があったことが評価できる。

また、市場化テスト事業導入により、幅広い者の参入を促すために、空港単位での契約としたこと、複数業者で入札参加グループを結成して入札へ参加することを可能としたこと、複数年契約及び契約スケジュールの前倒し等の契約内容の改善を行うとともに、現地空港におけるセミナーを新たに開催したところであるが、1者応札は解消されなかった。

6. 競争性改善のための取組

(1) 本事業に関連して、競争性改善のため、国土交通省は以下のとおり取組を実施した。

- ①複数空港を一つの契約としていたところ、各空港単位での契約への変更
- ②入札参加グループによる入札を許容
- ③単年契約から複数年契約(3年)への変更
- ④契約スケジュールの見直し
- ⑤現地空港における業務説明会の実施(平成27年鹿児島空港、平成28年新千歳空港で実施、平成30年から入札対象の全空港で実施。)

(2) 更なる改善が困難な特殊事情

本事業を実施するにあたっては、以下2つの業務の特殊性を有している。

- ①様々な防除機器の組み合わせによる防除が効果的であるところ、銃器による防除が必須であること。
- ②航空機が離発着する空港内という特殊な環境で行われる業務であるため、空港内作業の経験知識が必要であること。

以上のような取組を実施したが、特に銃器を取り扱う人員が減少する中、上記の特殊事情を満足する事業者は限定されており、本事業に従事する事業者数の増加は見込めない。

7. 総括

業務の実施状況(達成すべきサービスの質)においては、実施要項で設定した項目はすべて要求水準を満たしている状況であったことから業務の実施状況は良好であったと考えられる。実施経費については、1者応札ではあるものの、複数年契約となったことが経費の節減効果につながったものと思われる。

また、応札者数に関しては、上記6.(1)のとおり新規参入の促進に努めてきたところであるが、航空機が運航している中で銃器を取り扱うという特殊な業務であり、これを満足する作業員の確保が困難であることから入札における競争性の確保には繋がらなかった。

8. 今後の方針

当該業務を実施するためには、銃器を使用した防除が必須となる。銃器を使用するために必要な「猟銃所持許可」や「狩猟免許」及び「鳥獣捕獲許可」を所持している(又は取得予定で

ある) 作業員の確保が困難となっている。また、空港内という航空機が頻繁に離着陸する環境下で、航空機の安全性を確保しつつ、業務を効果的に実施する必要があり、空港の制限区域内での業務の経験も併せて求めている。

これまでも「6. 競争性改善のための取組」にて記載したような取り組みを行ってきたところであるが、これ以上の参入拡大のための対応は困難と思慮され、市場化テストの実施だけでは入札の競争性について改善は困難であると考えられることから「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会決定Ⅱ. 1. (2))の基準に照らし、市場化テストを終了することとしたい。

なお、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなっても、効果があった現行の入札改善策は引き続き実施することとし、これまで官民競争入札等監理委員会において審議されてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、実施状況については第三者委員会である東京航空局総合評価委員会による審議を受ける仕組みを継続するとともに、国土交通省自らが、公共サービスの質の維持向上に資すること並びにコストの削減を図っていくこととしたい。